

（側方照射灯）

第31条 平成27年3月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トンを超えるもの並びに平成21年3月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のものについて、その両側面の前部に側方照射灯を1個ずつ備える場合には、保安基準第33条の2の規定並びに細目告示第44条、第122条及び第200条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

- 一 側方照射灯の光度は、5,000カンデラ以下であること。
 - 二 側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造であること。
 - 三 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より40メートルから先の地面を照射しないものであり、かつ、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部より右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部より左方の地面を照射しないものであること。
 - 四 側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。
 - 五 側方照射灯は、その照明部の上縁の高さがすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。
 - 六 側方照射灯の照明部の最前線は、自動車の前端から2.5メートルまでの間にあること。
 - 七 側方照射灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。
- 2 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、第1項の規定を適用する。この場合において、同項第5号中「上縁」については「中心」に読み替えて適用するものとする。
 - 3 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3.23.の規定は、適用しない。
 - 4 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、協定規則第119号改訂版補足第6改訂版の規則5.4.の規定は、適用しない。
 - 5 平成17年4月6日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示第44条第1項、別添52 2.13.及び協定規則第119号改訂版補足第6改訂版の規則5.3.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1217号）による改正前の細目告示第44条第1項、別添52 2.13.及び別添102 3.2.の規定に適合するものであればよい。
 - 6 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省

告示第771号）による改正前の細目告示別添52 3. 7. 1.、3. 22. 及び3. 23. の規定に適合するものであればよい。

- 7 保安基準第33条第3項並びに細目告示第43条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 8 保安基準第33条の2第3項及び細目告示第44条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 9 平成28年6月22日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第122条第1項第1号及び第200条第1項第1号並びに協定規則第119号改訂版補足第6改訂版の規則6. 3. 及び7. 1. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第122条第1項第1号及び第200条第1項第1号並びに別添102 4. 1. 及び5. 3. の規定に適合するものであればよい。
- 10 保安基準第33条の2第3項及び細目告示第44条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第33条の2が適用される自動車は、当分の間、細目告示第44条第1項及び別添52 4. 4. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第44条第1項及び別添52 4. 4. 2. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第6改訂版」とあるのは「同規則第2改訂版」と読み替えることができる。
- 12 次に掲げる自動車については、細目告示第44条第1項及び別添52 4. 4. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第44条第1項及び別添52 4. 4. 2. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第149号」とあるのは「協定規則第149号補足第5改訂版」と読み替えることができる。
 - 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日

以前に指定を受けた型式指定自動車と側方照射灯の型式が同一であるもの
ハ 国土交通大臣が定める自動車